

自転車は自動車の仲間、原則車道を通行しなければいけません。例外的に歩道通行する場合は歩行者優先で徐行するなど「自転車安全利用五則」（「自転車の安全利用の促進について」（平成19（2007）年7月10日付中央交通安全対策審議会交通対策本部決定）の活用等による利用ルールの周知徹底を図ります。

また、交通安全計画の推進と共に、歩行者、自動車などの道路利用者に対して、地域住民、学校関係者、関係機関と連携し、啓発活動を行い、自転車利用者の交通ルールの遵守意識の醸成を図っていきます。

●自転車通行ルールの広報活動

わかりやすいルールの説明や視覚的にデザインされた通行ルールを示す看板など統一的な色彩運用に努めます。また、自転車事故に伴う損害賠償に対応する保険等への加入促進に努めます。

●子どもや高齢者への自転車安全教室の拡充

交通安全協会などと連携し、現在、小学校3年生を中心とした、自転車安全教室を実施していますが、児童、その保護者、事故率の高い高校生、高齢者などを対象とした年齢に応じた安全教育の充実や自転車ルール・マナーの周知を目的とした自転車安全教室についても実施を図っていきます。

●ヘルメット着用や前照灯の点灯、自転車整備点検の必要性などの周知・啓発

事故被害の軽減など目的として、安全利用マナーの向上を図っていきます。

●交通管理者と協働による自転車マナーの街頭指導強化・駅前での押し歩き推奨

国立駅前など自転車利用者多い場所で、マナーアップを効果的に推進します。

●自転車月間における自転車のルール・マナーの向上啓発

5月の自転車月間にあわせて、交通ルールの向上啓発を行なっていきます。

自転車の安全性、快適性の向上や健康、環境などの地域の課題やニーズに応じ、自転車の利用促進を図ります。

●コミュニティサイクルの実施支援

災害時の自転車活用や3人乗り（幼児2人同乗用）自転車の導入について民間事業者と協議を行っていきます。また、コミュニティサイクルによる観光を気軽に楽しめる環境を創出するため、民間事業と連携し様々な情報の提供を図っていきます。

●市内・近隣市でのサイクルイベント情報やサイクリングコースの提供

健康増進のための有益な情報を提供していきます。

●高齢者が利用しやすい自転車などの周知・PR

自動車免許証の返納などに伴い、自転車利用の需要が増えることから安全で快適な自転車の活用を目指し、利用しやすい自転車などの情報の提供を行っていきます。

●サイクル・アンド・バスライドの検討

南部地域などで新設バス停の設置をするような場合に、自転車駐輪スペースの確保について関係機関と協議を行っていきます。

●エコライフスタイルの推進

国立市域地球温暖化防止対策アクションプランに基づく自転車等の移動を推進していきます。

3 今後の計画評価と見直しの検討

自転車通行環境整備を着実に推進するため、適切に進捗管理を行っていく必要があります。また、効果的な施策を検討する必要があることから、社会実験などを実施し、効果の検証を行うことが重要と考えます。交通事故の減少効果やアンケート調査などを実施し、自転車利用のしやすさの評価など計画目標値の達成状況を踏まえ事業の総合的な評価を行っていきます。

具体的な実施は「計画 Plan」策定後に→事業実施「実行 Do」→進捗状況や整備効果を「評価 Check」→事業の見直し「改善 Action」の各項目を周期的に行っていく PDCA サイクルに基づいて次期計画に反映させていきます。また、必要に応じて、適宜、点検・評価を行い、有効な対策の実施につなげていきます。

図6-1 進捗管理のイメージ図(PDCA サイクル)

